

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年9月13日
【四半期会計期間】	第34期第3四半期（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第3四半期 累計期間	第34期 第3四半期 累計期間	第33期 第3四半期 会計期間	第34期 第3四半期 会計期間	第33期
会計期間	自平成21年 11月1日 至平成22年 7月31日	自平成22年 11月1日 至平成23年 7月31日	自平成22年 5月1日 至平成22年 7月31日	自平成23年 5月1日 至平成23年 7月31日	自平成21年 11月1日 至平成22年 10月31日
売上高(千円)	1,588,248	2,017,026	707,351	687,724	2,309,936
経常利益(千円)	154,308	147,413	106,818	29,600	220,812
四半期(当期)純利益(千円)	73,239	81,859	62,762	16,121	132,458
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数(千株)	-	-	15,560	15,560	15,560
純資産額(千円)	-	-	4,849,939	4,828,431	4,890,018
総資産額(千円)	-	-	5,353,394	5,389,016	5,508,378
1株当たり純資産額(円)	-	-	384.06	385.06	388.31
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	5.77	6.52	4.96	1.29	10.46
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	5	5	-	-	10
自己資本比率(%)	-	-	90.6	89.6	88.8
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	363,890	172,897	-	-	210,315
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	132,230	2,021	-	-	249,783
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	158,633	142,473	-	-	169,094
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	533,316	284,173	251,728
従業員数(人)	-	-	152	148	144

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法適用会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年7月31日現在

従業員数(人)	148	[17]
---------	-----	------

(注)従業員数は就業人員であり、[]は外書きでパート・嘱託社員・契約社員を示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類	第34期第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
就職情報事業	663,600	96.5	97.5
新卒採用集合品 (就職博)	153,564 (112,804)	22.3 (16.4)	117.7 (118.3)
新卒採用個別品	469,345	68.3	90.6
中途採用商品	40,691	5.9	127.3
その他	24,124	3.5	89.6
合計	687,724	100.0	97.2

(注) 1. ()内の数値は内数を記載しております。

2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第33期第3四半期会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)		第34期第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
全国中小企業団体中央会	407,566	57.6	314,500	45.7

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成23年5月1日～平成23年7月31日）におけるわが国経済は、4～6月期の実質GDP成長率が3四半期連続でマイナスとなったものの、落ち込みは事前の予想に比べ小幅にとどまるなど、震災からの復旧が想定を上回るペースで推移しました。また、心配されていた電力不足も、企業努力と一般における節電の工夫等により企業の生産活動を大きく押し下げる要因とはならず、生産の持ち直しを受けて大幅に落ち込んでいた輸出も5月には前月比+4.5%と増加に転じた後、6月も同+8.6%と大きく増加し、欧米や中国など世界経済が不安定な中で、概ね回復基調を維持しながら推移しました。

このような経済環境の中、雇用情勢につきましては、有効求人倍率が6月に0.63倍となり震災前の水準まで到達し、一部の業種や地域では回復の兆しが見られるものの、全体的にはまだまだ力強さに欠け、雇用環境が改善したと実感するまでには至っておらず、まだら模様の様相を呈しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は6億87百万円（前年同期比97.2%）、経常利益は29百万円（前年同期比27.7%）となりました。

なお、当社の主たる事業である「就職情報事業」については、次のとおりであります。

就職情報事業

当第3四半期会計期間（平成23年5月1日～平成23年7月31日）におきましては、東日本大震災発生以降、当社の主戦場である新卒採用市場におきまして、大手企業を中心に採用選考スケジュールの一時中断や延期、あるいは採用計画数の見直し等を行う企業が増加しました。そのため、従来の就職戦線とは違い業界ごとに一斉に企業が選考を進めるということがなくなり、各企業単位での独自スケジュールにより選考が進むいわゆる“選考時期の分散化”となりました。それにより学生・企業の双方にとって過去に経験のない手探り状態での就職戦線の展開となり、内々定を出すタイミングも各社各様となったため、大手企業と中堅・中小企業が入り乱れての混戦模様となりました。特に中堅・中小企業においては、内々定を出しても後から大手企業から内々定が出るという従来とは逆のパターンに見舞われるケースが頻出し「内々定辞退者」が例年以上に増加することとなりました。そのため再度学生の母集団を集め直さなければならないなど、例年と比較し採用活動の期間は非常に長くなっております。

その結果、新たな母集団形成の手段として当社の「就職博」等に対する引き合いが増加し、この機会をとらえ積極的な営業活動を展開しました結果、売上高において「就職博」が前年同四半期比118.3%となりました。

また、全国の有効求人倍率の回復に呼応するように中途採用のニーズも月を追うごとに高まりをみせ、中でも20代の若年者に対する採用意欲は非常に強く、当社の「20代の若手人材専門就職サイト - Re就活」の売上高は、前年同四半期比126.1%となるなど好調に推移しましたが、「新卒採用個別品」が前年同四半期比90.6%となり、当第3四半期会計期間における就職情報事業全体の売上高は、6億63百万円（前年同四半期比97.5%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前四半期末より1億7百万円減少し、2億84百万円となりました（前年同四半期比53.3%）。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における営業活動の結果、支出した資金は46百万円（前年同四半期は1億92百万円の増加）となりました。これは主に、税引前四半期純利益が生じたことによる資金の増加29百万円、売上債権の増加による資金の減少1億16百万円、仕入債務の増加による資金の増加43百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における投資活動の結果、資金の著増減はありませんでした（前年同四半期は99百万円の増加）。これは主に、投資有価証券の取得による支出1億90百万円、投資有価証券の償還による収入2億円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における財務活動の結果、支出した資金は62百万円（前年同四半期比84.3%）となりました。これは配当金の支払いによる支出62百万円によるものです。

なお、「(1)業績の状況」及び「(2)キャッシュ・フローの状況」の金額にはいずれも消費税等は含まれておりません。

(3) 財政状態の分析

（流動資産）

当第3四半期末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ2億29百万円減少し、27億60百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少2億22百万円、受取手形及び売掛金の減少45百万円、有価証券の増加99百万円、繰延税金資産の減少65百万円があったことによるものです。

（固定資産）

当第3四半期末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ1億10百万円増加し、26億28百万円となりました。これは主に、有形固定資産の減少17百万円、無形固定資産の減少30百万円、投資有価証券の増加1億54百万円があったことによるものです。

（流動負債）

当第3四半期末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ65百万円減少し、2億93百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金の減少38百万円、未払金の減少50百万円、賞与引当金の増加29百万円があったことによるものです。

（固定負債）

当第3四半期末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ著増減がありませんでした。

（純資産）

当第3四半期末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ61百万円減少し、48億28百万円となりました。これは主に、当四半期純利益81百万円、配当金の支払い1億25百万円、自己株式の取得16百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成20年1月25日開催の第30期当社定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入しましたが、平成22年12月10日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号柱書に規定される当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））として、旧プランの一部を変更した上で平成23年1月21日開催の当社第33期定時株主総会における株主の皆様の承認を経て、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新いたしました（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり、「学情ブランドの構築」をテーマに、日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・ 新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・ 新規顧客の開拓と新商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・ 人員の量的及び質的増強を図り、成長のスピードを加速させる。
- ・ サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・ 未知の仕事に取り組み需要を創造する。
- ・ 社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

今後人材採用市場は、我が国の少子化に伴う「若年労働力不足」という構造的問題により、拡大基調をたどると予想しておりますが、短期的には景気循環や不特定要因に伴う一時的な人材需要の減少が発生し、業績に影響を与える可能性は否定できません。したがって、それら不特定要因に備え前述の基本方針に基づき、中長期的に高収益・高付加価値企業となるべく、就職情報事業での競争力並びに商品力の強化、新市場への進出等に努める所存であります。その方策として取り組みを始めたのが、公的機関からの「人材育成・就職支援事業」の受託活動です。これは、平成20年秋のリーマンショック以降急激な景気悪化により、民間企業の人材需要が著しく減少し雇用環境が悪化する中で、政府による様々な雇用対策が実施されることとなり、公募事業がなされる機会が増加しました。当社は、今まで公募案件の獲得の実績はありませんでしたが、“未知の仕事に取り組み需要を創造する。”との基本方針に基づき新規の獲得に努めました。その結果、創業以来34年に渡る豊富な就職支援の実績及び企画力、企画遂行能力等当社の総合力が評価され、様々な公的機関より累計で約13億円の公募案件を受託することに成功しております。今後中長期的に「公的な人材育成・就職支援分野」を民間需要の減退期における重要な収益分野と位置づけ、官民両者への営業体制を充実させ本格的な営業活動を展開することにより、収益構造を戦略的に変革させ、同業他社との差別化をより鮮明にしていく所存です。

また、経済のグローバル化の進展に伴い「外国人留学生の採用」に対する需要が年々増加しており、今後ますますの市場拡大が見込まれますので、当社では外国人留学生関連の採用商品の新規投入並びに商品ラインナップの拡充を図り売上げの増大を目指します。

併せて、全国の大学では、少子化による受験生の減少・定員割れという難問に直面しており、各大学では生き残りをかけて受験生獲得のため様々な対策を打っております。従前、大学では入試広報に力点を置いた活動を主としておりましたが、近年は就職難を背景に「就職に強い大学」というブランドを構築することにより大学の価値を高め受験生を集めることに注力する動きが顕在化してきました。当社は、就職情報事業を展開するなかで、全国の大学就職部との太いパイプを保有しており、従前より大学就職部より就職支援に関する各種業務を請け負っておりましたが、年々その依頼件数は増加の一途をたどっております。今後大学においては受験生獲得のための対策として「在校生・卒業生の就職支援活動」に傾注し、受験生獲得のため多額の支援予算を投入すると予測されております。よって当社では、今後「大学就職部支援事業」という新たな市場開拓を推し進め、中長期での成長エンジンとしていく予定です。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は4名で、うち3名は社外監査役です（平成22年10月31日現在）。社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランの概要は次のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の助言・助言等を得ながら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取り纏め、また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重に取り纏め、当社取締役会に対して勧告します。当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等その他必要な決議を行うものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします（下記 においても同様とします。）。

・ 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

- ii. 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと判断される状況に至った場合

これらの場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、これを当社取締役会に対して勧告を行います。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく具体的な対抗措置を実施する場合で、大規模買付者による権利行使が認められないとの行使条件及び当社が大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施する場合、買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年1月21日開催の当社第33期定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランで引用する法令の規定は、平成22年12月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本プランは経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様へ適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、当社株主総会での承認により発効するものです。また、本プランには有効期間を3年間とするサセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年9月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年5月1日～ 平成23年7月31日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,020,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,537,600	125,376	-
単元未満株式	1,900	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	125,376	-

【自己株式等】

平成23年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	3,020,500	-	3,020,500	19.4
計	-	3,020,500	-	3,020,500	19.4

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は3,020,543株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	283	321	310	306	310	295	281	283	283
最低(円)	258	272	299	296	226	264	263	247	273

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年5月1日から平成22年7月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年11月1日から平成22年7月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年7月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年5月1日から平成22年7月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年11月1日から平成22年7月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,625,757	1,847,782
受取手形及び売掛金	624,521	669,797
有価証券	400,330	300,500
未成制作費	29,421	27,614
前払費用	19,601	21,244
繰延税金資産	53,797	119,477
その他	11,769	6,738
貸倒引当金	4,613	2,970
流動資産合計	2,760,587	2,990,185
固定資産		
有形固定資産		
建物	658,260	658,260
減価償却累計額	233,733	219,129
建物(純額)	424,527	439,130
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	4,600	4,414
構築物(純額)	1,559	1,744
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	2,560	2,457
機械及び装置(純額)	867	971
工具、器具及び備品	82,270	82,270
減価償却累計額	68,232	65,338
工具、器具及び備品(純額)	14,038	16,932
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	967,450	985,236
無形固定資産		
ソフトウェア	118,241	148,258
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	124,747	154,763
投資その他の資産		
投資有価証券	1,400,609	1,246,055
長期前払費用	458	833
繰延税金資産	12,620	12,797
差入保証金	41,018	41,015
その他	89,232	85,198
貸倒引当金	7,707	7,707
投資その他の資産合計	1,536,231	1,378,193
固定資産合計	2,628,429	2,518,193
資産合計	5,389,016	5,508,378

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	139,868	177,890
未払金	30,260	80,937
未払法人税等	4,081	8,512
賞与引当金	29,000	-
その他	90,640	91,697
流動負債合計	293,850	359,038
固定負債		
長期未払金	217,800	217,800
退職給付引当金	27,970	19,461
長期預り保証金	20,964	22,060
固定負債合計	266,734	259,321
負債合計	560,584	618,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金	1,661,326	1,661,326
利益剰余金	3,077,568	3,121,371
自己株式	1,404,239	1,387,980
株主資本合計	4,834,655	4,894,717
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,224	4,698
評価・換算差額等合計	6,224	4,698
純資産合計	4,828,431	4,890,018
負債純資産合計	5,389,016	5,508,378

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
売上高	1,588,248	2,017,026
売上原価	886,844	1,433,117
売上総利益	701,404	583,908
販売費及び一般管理費	650,903	518,262
営業利益	50,500	65,646
営業外収益		
受取利息	4,763	2,273
有価証券利息	32,769	38,742
受取配当金	1,854	4,552
受取家賃	37,782	37,690
助成金収入	25,556	-
その他	9,844	6,368
営業外収益合計	112,572	89,626
営業外費用		
不動産賃貸原価	8,409	7,677
支払手数料	355	180
営業外費用合計	8,764	7,858
経常利益	154,308	147,413
特別損失		
固定資産除却損	19,303	-
特別損失合計	19,303	-
税引前四半期純利益	135,004	147,413
法人税、住民税及び事業税	6,269	4,429
法人税等調整額	55,495	61,124
法人税等合計	61,764	65,554
四半期純利益	73,239	81,859

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高	707,351	687,724
売上原価	475,315	492,842
売上総利益	232,036	194,881
販売費及び一般管理費	151,366	194,493
営業利益	80,670	387
営業外収益		
受取利息	1,510	867
有価証券利息	10,952	12,619
受取配当金	1,408	3,227
受取家賃	13,576	12,442
その他	1,674	2,660
営業外収益合計	29,123	31,817
営業外費用		
不動産賃貸原価	2,850	2,604
支払手数料	123	-
営業外費用合計	2,974	2,604
経常利益	106,818	29,600
税引前四半期純利益	106,818	29,600
法人税、住民税及び事業税	952	1,751
法人税等調整額	43,104	11,727
法人税等合計	44,056	13,478
四半期純利益	62,762	16,121

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	135,004	147,413
減価償却費	67,533	60,232
賞与引当金の増減額(は減少)	20,325	29,000
受取利息及び受取配当金	39,387	45,568
有形固定資産除却損	19,303	-
売上債権の増減額(は増加)	112,873	86,607
未成制作費の増減額(は増加)	101,017	-
仕入債務の増減額(は減少)	39,260	38,022
長期未払金の増減額(は減少)	2,029	-
その他	42,053	85,568
小計	215,398	154,095
利息及び配当金の受取額	17,227	24,878
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	131,264	6,075
営業活動によるキャッシュ・フロー	363,890	172,897
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	300,000
定期預金の払戻による収入	200,000	554,493
有価証券の償還による収入	-	300,000
有形固定資産の取得による支出	4,540	-
無形固定資産の取得による支出	23,413	18,268
投資有価証券の取得による支出	333,125	536,551
差入保証金の差入による支出	22,400	-
差入保証金の回収による収入	51,148	-
その他	100	2,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	132,230	2,021
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	31,467	16,438
配当金の支払額	127,165	126,034
財務活動によるキャッシュ・フロー	158,633	142,473
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	73,026	32,445
現金及び現金同等物の期首残高	460,290	251,728
現金及び現金同等物の四半期末残高	533,316	284,173

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
(四半期損益計算書関係)	前第3四半期累計期間において区分掲記しておりました「助成金収入」は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期累計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第3四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は、330千円であります。
(キャッシュ・フロー計算書関係)	1. 前第3四半期累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「未成制作費の増減額(は増加)」は、重要性が減少したため、「その他」に含めて表示しております。 なお、当第3四半期累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未成制作費の増減額」は、1,807千円であります。 2. 前第3四半期累計期間において「投資活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「差入保証金の差入による支出」は、重要性が減少したため、「その他」に含めて表示しております。 なお、当第3四半期累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「差入保証金の差入による支出」は、2千円であります。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
(賞与引当金)	前事業年度末においては、従業員賞与の確定金額を「未払費用」として計上しておりましたが、当第3四半期会計期間末は支払額が確定していないため、支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。 なお、前事業年度末においては支給確定額48,374千円を流動負債の「その他」に含めて計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末 (平成22年10月31日)
未成制作費 出版物の制作途中にある案件、および、受託済みの就職支援プロジェクト案件の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。	未成制作費 同左

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与及び手当 244,185千円	給与及び手当 150,690千円
賃借料 57,535千円	賃借料 31,601千円
福利厚生費 41,361千円	福利厚生費 28,982千円
減価償却費 62,147千円	減価償却費 55,296千円
役員報酬 38,954千円	役員報酬 41,269千円
賞与引当金繰入額 6,291千円	賞与引当金繰入額 13,045千円

前第3四半期会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与及び手当 30,673千円	給与及び手当 63,280千円
賃借料 13,678千円	賃借料 10,533千円
減価償却費 20,237千円	減価償却費 18,569千円
福利厚生費 7,856千円	福利厚生費 12,752千円
役員報酬 12,853千円	役員報酬 14,208千円
賞与引当金繰入額 6,291千円	賞与引当金繰入額 13,045千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年7月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年7月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 2,117,869	現金及び預金勘定 1,625,757
預入期間が3か月を超える定期預金 1,584,553	預入期間が3か月を超える定期預金 1,341,584
現金及び現金同等物 533,316	現金及び現金同等物 284,173

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,560千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,020千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月21日 定時株主総会	普通株式	62,965	5	平成22年10月31日	平成23年1月24日	利益剰余金
平成23年6月10日 取締役会	普通株式	62,697	5	平成23年4月30日	平成23年7月4日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

前事業年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

前事業年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年7月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成21年11月1日至平成22年7月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)

持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年7月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年7月31日)	前事業年度末 (平成22年10月31日)
1株当たり純資産額 385.06円	1株当たり純資産額 388.31円

2. 1株当たり四半期純利益

前第3四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり四半期純利益 5.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 6.52円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	73,239	81,859
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	73,239	81,859
期中平均株式数(千株)	12,684	12,551

前第3四半期会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり四半期純利益 4.96円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 1.29円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	62,762	16,121
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	62,762	16,121
期中平均株式数(千株)	12,651	12,539

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

重要性のあるリース取引はありませんので、記載を省略しております。

2【その他】

第34期(平成22年11月1日から平成23年10月31日まで)中間配当については、平成23年6月10日開催の取締役会において、平成23年4月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 62,697千円

1株当たりの金額 5円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年7月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年9月9日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年5月1日から平成22年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年11月1日から平成22年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成22年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月8日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成22年11月1日から平成23年10月31日までの第34期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年11月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成23年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。